

米国ネブラスカ州からの家きん及び家きん肉等の  
輸入停止措置の解除について

平成23年10月26日

平成23年4月、米国ネブラスカ州において低病原性鳥インフルエンザ（H7N9亜型）が確認されたことから、同州からの家きん及び家きん肉等の輸入を停止したところです。

今般、同州における本病の清浄性が確認されたことから、本日、当該輸入停止措置が解除されました。



23消安第3831号  
平成23年10月26日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

米国ネブラスカ州からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除  
について

米国ネブラスカ州から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置については、平成23年4月11日付け23消安第389号消費・安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、米国家畜衛生当局から提供された情報により、同州における低病原性鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置を解除する対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも目の鳥類並びに本日以降にふ化したこれらの初生ひなに限る。）
- (2) 本日以降にと殺された家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 本日以降に採卵された家きんの卵及びその加工品

2 羽毛について、低病原性鳥インフルエンザの観点からの輸入検査時の消毒措置から除外する。ただし、ニューカッスル病又は家きんコレラ発生地域から輸入される羽毛については、引き続き消毒の対象とする必要があるので、留意されたい。